

# 「医療インバウンド」「渡航者医療」における 医療費の回収・精算に関するご案内

## 医療費収受における2つの課題

1

### 民法改正による入院時の連帯保証人の課題

#### <民法改正の内容>

- ・極度額を事前に合意すること
- ・その合意を書面または電磁的記録でおこなうこと
- ・それら1つでも守らないと担保契約自体が無効になる
- ・連帯保証人への情報提供義務

#### <起こりうる事象>

- ・入院における**極度額等の説明時間や手間の増大**
- ・**連帯保証人を立てない**(もしくは立てられない・サインしない)**患者の増加**
- ・連帯保証人への入院患者の債務不履行状態についての**情報提供義務**

2

### 訪日インバウンドの回復時の課題

#### <訪日インバウンドの環境>

- ・コロナ禍後のインバウンド需要の回復
- ・渡航者医療患者受け入れの増大
- ・(入院時の)連帯保証人の不在

#### <起こりうる問題点>

- ・**入国前の集金手段がない**
- ・訪日外国人が**医療費用分の現金を持っていない**場合の対応がない。
- ・帰国してしまった後の回収ツールが振込以外ない。

## 民法改正による医療機関の負担

## 訪日インバウンドの回復時の課題

### 入院医療費保証サービス (未収金発生時の保証)

<導入のメリット>

- ・入院時の連帯保証人が不要
- ・保証料は、患者負担
- ・医療インバウンド、渡航者医療に加え保険診療にも対応



### クレジットカードによる本国通貨建て決済 (患者さんへの集金決済手段)

<導入のメリット>

- ・来日前のデポジット等の入金に対応
- ・帰国後の経過観察費用の請求に活用
- ・医療機関へは日本円で支払いのため為替変動リスクは無し
- ・決済手数料を0～2%の間で設定可能



どの領域でも

医療インバウンド

渡航者医療

保険診療

日本人も対象

どんな場面でも

受入前  
(来日前)

来日入院時

入院中

帰国後

未収確定時

どちらかだけの利用も可能ですが、  
2つのサービスを同時に活用することで、  
コロナ禍後の訪日外国人対応を充実させることが可能です。

問い合わせ先:株式会社JTB メディカル&ヘルスケア事業部 / [jmhc\\_info@j-medical-healthcare.com](mailto:jmhc_info@j-medical-healthcare.com)

※本サービスは導入された医療機関様で手続きを行っていただくサービスとなります。

医療インバウンドの受入に伴う医療コーディネーター業務をご依頼いただく場合は、別途サービスがございますのでご相談ください。

※本サービスは、株式会社JTBの提携会社との契約により行われます。